

熊本県立菊池支援学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどこの学校においても、どの子供にも起こりうることで、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければならない。いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。

いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止するようにしなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめ防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを、児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

よって、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、県、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの定義等

(1) いじめの定義

(定義) —いじめ防止対策推進法第2条より—

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止等対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は地域等で当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ防止等対策委員会へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（２）いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子供を救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるよう努めなければならない。

3 いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止等対策委員会」

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、外部専門家の参加を得ることなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

（１）構成員

校長、副校長、教頭、各学部主事、生徒指導主事、生徒指導部いじめ防止対策担当者、人権教育主任、養護教諭、外部専門家及び地域の関係者

※必要に応じて関係職員も参加する。

（２）組織の役割

いじめ防止等対策委員会は、学校が組織的かつ実効的ないじめの問題に取り組むにあたって中核的となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

[未然防止]

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

[早期発見・事案対処]

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を担う役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

[学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組]

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む）

いじめ防止等対策委員会は、いじめ防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報に基づいて組織的に対応することが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行わなければならない。当該委員会が、情報の収集と記録、共有化の役割を担うため、教職員は、わずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、

抱え込まずに、又は対応不要であると判断せずに、直ちにすべて当該委員会へ報告・相談する。加えて、当該委員会に集められた情報を体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。なお、情報の窓口を一元化するため、情報の集約などに係る業務を担う担当者（情報集約担当者）を置く。情報集約担当者は、各学部主事とする。

4 年間計画

(1) 年間の取組、評価、会議、校内研修等の実施時期（PDCAサイクルの期間）

月	項目
4月	いじめ防止基本方針の共通理解（職員会議）
6月	「心のきずなを深める月間」の実施
7月	校内人権に関する研修会、人権レポート作成（全員）
8月	人権レポートグループ別研修会（全員）
12月	心のアンケート調査 人権教育の授業実施（学部別） 人権レポート全員研修（全員）
3月	年間計画等の反省等

※各項目の評価等は、実施後に項目ごとに行い次年度につなげる。

※全体的な計画等の評価は、「いじめ防止等対策委員会」で行う。

※「いじめ防止等対策委員会」を学期に1回実施する。

※「児童生徒支援セルフチェック」を学期に1回実施する。

(2) いじめの未然防止の取組と実施時期

※いじめの防止について

いじめはどの子供にも起こりうることから、全ての児童生徒を対象としていじめをさせない未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業実践を進め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりを行う。そのためにも教職員は児童生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく必要がある。

児童生徒の携帯電話等情報通信機器の使用方法、特に SNS 等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童生徒や保護者に対して、校内への持ち込みや使用に関するルールの周知を徹底する。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査等によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、誰かに助けを求めることを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。加えて、集団の一員として自覚し、自信をもって行動できることでストレスを乗り越え児童生徒相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権を尊重する人間関係を実現する学校風土をつくるのが重要である。こうした点から、ストレスに適切に対処できる教育の実践が必要である。

さらに教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

また、教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。特に、アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さないようにする。

教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○「心のきずなを深める月間」の取組

6月に、職員の人権意識チェックアンケート、仲間づくりの取組アンケート調査を実施する。

○情報モラル教育

中学部、高等部で携帯電話を所持している生徒に携帯電話の使い方を指導する。

○人権教育

- ・毎年12月に、学部ごとに人権教育の授業を行い、各学部で振り返り反省をする。
- ・職員全員、人権教育実践レポートを書き、グループでレポート検討を行う。12月に一つのレポートについて、全体研修の形式で検討をする。
- ・職員全員「適切な指導のための点検表」で毎月1回自己点検を行う。

(3) いじめの早期発見の取組と実施時期

※いじめの早期発見について

いじめは大人が目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。こうしたことから、わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点をもって、早い段階からの確に関わり、児童生徒がいじめを隠したり、軽視したりしないように、組織的に対応しいじめの早期かつ的確な発見と認知に努めるものとする。

このため、全ての教職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨き、日頃から児童生徒の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、それらを児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないために活用する。また、気になることがある場合の相談を担当をはじめ学部主事や管理職等に行うことができることを年度はじめの学部懇談会やPTA総会で周知する。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組む必要がある。その際、児童生徒と向き合う時間の確保に努めることが求められる。

また、児童生徒が互いにいじめを早期に発見していくため、具体的事例を基に主体的に考える学習を道徳や、学級活動等で実施し、日頃からどのような行為がいじめに当たるのかを児童生徒に考えさせる機会をもつことが重要である。

○日常の取組

児童生徒の日誌や連絡帳の保護者の記述も含め、いじめ等の兆候がないか日常的に観察する。児童生徒との信頼関係をつくり、相談しやすい環境づくりに努め、児童生徒が、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育を行う。また、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

○個別面談

家庭訪問や、年度当初と学年末に個別の教育支援計画等についての個別面談を実施するときに、いじめ等の問題はないかについて保護者と確認を行う。

○アンケート調査

12月に「心のアンケート調査」を実施し、いじめがないかどうかを調査する。いじめがある場合にはいじめを認知し、いじめ解消へ向けて組織的に全力で取り組む。

5 いじめに対する措置

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、いじめに係る情報を速やかに情報集約担当者に報告し、学校の組織的な対応につなげ、いじめに係る情報の抱え込みがおきないようにしなければならない。いじめ防止等対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底的に守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・その期間は少なくとも3ヶ月を目安。
- ・いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認するなどして、解消とする旨の了承を得ていること

2つの要件を満たしたうえで、いじめ防止等対策委員会で、解消とするか判断を行う。

ただし、「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続きや留意点（調査票等の様式を含む）を自校化したマニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、それを教職員間で共有しておく。いじめ防止等対策委員会については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく必要がある。

○「いじめ問題への対応マニュアル」（8ページ）にて、発見されたいじめ事案への対応をする。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態発生と調査

○重大事態の意味

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（いじめ防止対策推進法第28条第1号）

この「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、この「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ◎児童生徒が自殺を企図した場合
- ◎身体に重大な傷害を負った場合
- ◎金品等に重大な被害を被った場合
- ◎精神性の疾患を発症した場合

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（いじめ防止対策推進法第28条第2号）

この「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

○重大事態が発生した場合の報告等

令和5年改訂「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」参照

- ・ 県教育委員会を通じて知事に報告する。

○事実関係を明確にするための調査

- ・ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の発生防止を図るものである。

○重大事態が発生した場合は、学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

○いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で、経過を報告する。

○調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

(3) 重大事態への対応及び再発防止

○基本的には、「いじめ問題への対応マニュアル」にて、発見されたいじめ事案への対応をする。また、調査の中で客観的な事実関係を明確にし、事実に向き合うことで、具体的な対応策を講じる。

○重大事態の調査結果を明確にする中で、「いじめ防止等対策委員会」であらゆる事態の再発防止策を見いだす。

いじめ問題への対応マニュアル

